

発議第1号

高山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年4月1日市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸  
藤 江 久 子  
中 箴 博 之  
渡 辺 甚 一  
沼 津 光 夫

提案理由

高山市議会政務活動費の交付から公表の手続き等を定めるため改正しようとする。

高山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 会派等に対して交付する政務活動費の年額は、会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に200,000円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては200,000円以内とし、<u>毎月、次条に規定する経費に充てた額を交付する。</u></p> <p>2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、<u>その月の翌月から月割計算により</u>政務活動費の交付額を調整する。</p>	<p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 会派等に対して交付する政務活動費の年額は、会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に200,000円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては200,000円以内とし、<u>次条に規定する経費に充てた額を交付する。</u></p> <p>2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、<u>政務活動費の交付額を調整する。</u></p>
<p>(経理責任者)</p>	<p>(経理責任者)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
	<p><u>(交付申請)</u></p> <p>第6条 <u>政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は会派に属さない議員(以下「会派の代表者等」という。)は、政務活動費交付申請書に領収書を添付し、議長を經由して市長に提出しなければならない。</u></p>
	<p><u>(交付決定)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、政務活動費交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ速やかに交付額を決定し、政務活動費交付決定通知書により、議長を經由して会派の代表者等に通知するものとする。</u></p>

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派等の経  
理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類の  
写しを添付して政務活動費に係る収入及び支  
出の報告書（以下「収支報告書」という。）  
を作成し、議長に提出しなければならない。

2 (略)

3 政務活動費の交付を受けた会派等が解散等  
により存在しなくなったときは、前項の規定  
にかかわらず、当該会派等の経理責任者で  
あった者は、速やかに収支報告書を提出しな  
ければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 (略)

(収支報告書の保存及び閲覧)

(交付請求)

第8条 会派の代表者等は、政務活動費交付決  
定通知書により交付額の決定を受けたときは、  
市長に対し政務活動費交付請求書を提出する  
ものとする。

(収支状況報告)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派等の経  
理責任者は、交付の都度、政務活動費の交付  
に係る収支状況報告書（以下「政務活動費収  
支状況報告書」という。）を作成し、議長に  
提出しなければならない。

2 前項の政務活動費収支状況報告書は、政務  
活動費の交付後、1か月以内に提出しなけれ  
ばならない。

(収支報告)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派等の  
経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支  
出の報告書（以下「政務活動費収支報告書」  
という。）を作成し、議長に提出しなければ  
ならない。

2 (略)

3 政務活動費の交付を受けた会派等が解散等  
により存在しなくなったときは、前項の規定  
にかかわらず、会派等の経理責任者であった  
者は、速やかに政務活動費収支報告書を提出  
しなければならない。

(政務活動費の返還)

第11条 (略)

(政務活動費収支報告書等の保存及び公表)

<p><u>第8条</u> 議長は、<u>第6条第1項</u>の規定により提出された<u>収支報告書</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の<u>収支報告書の閲覧の求めがあったときは、閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>第9条・第10条</u> (略)</p>	<p><u>第12条</u> 議長は、<u>第9条第1項及び第10条第1項</u>の規定により提出された<u>政務活動費収支状況報告書等</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の<u>政務活動費収支状況報告書等及び第6条の規定により提出された領収書のうち政務活動費の交付対象となった領収書の写しを公表する。</u></p> <p><u>第13条・第14条</u> (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う市政に関する調査研究に係る経費について適用し、同日前に行った市政に関する調査研究に係る経費については、なお従前の例による。